

2023年11月20日

新設分割に係る事前備置書類

(会社法第803条及び会社法施行規則第205条に基づく備置事項)

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
株式会社システムインテグレータ
代表取締役社長 引屋敷 智

株式会社システムインテグレータ（以下「当社」といいます。）は、2023年11月9日付新設分割計画書に基づき、2023年12月28日を効力発生日として、当社のECサイト構築パッケージソフトウェアの開発・販売事業が有する権利義務を、新たに設立する株式会社DGコマース（以下「新会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本分割」といいます。）を行うことといたしました。

当社が、本分割に関して会社法第803条及び会社法施行規則第205条の定めるところにより、開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 新設分割計画の内容（会社法第803条第1項第2号）

2023年11月9日付新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです。なお、本分割は、会社法第805条に定める簡易分割となります。

2. 会社法第763条第1項第6号から第9号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1号イ）

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項（会社法第763条第1項第6号）

本分割に際して、新会社は、当社に対して普通株式10,000株を発行します。かかる株式数については、当社が新会社により発行される全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新会社の効率的な管理等を考慮し、この株式数が相当であると判断しております。

(2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法第763条第1項第6号）

新会社の資本金及び準備金の額を、新会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、分割計画書第5条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

3. 会社法第 763 条第 1 項第 12 号に掲げる事項（会社法施行規則第 205 条第 2 号）
該当事項はありません。
4. 会社法第 763 条第 1 項第 10 号及び第 11 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 3 号）
該当事項はありません。
5. 他の新設分割会社に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 4 号及び第 5 号）
該当事項はありません。
6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 205 条第 6 号イ）
該当事項はありません。
7. 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び新会社の債務（当社が本分割により新会社に承継させるものに限る。）の履行見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第 7 号）

(1) 当社の債務の履行の見込みに関する事項

本分割の効力発生後における当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。

また、本分割の効力を生ずる日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上の点、並びに、当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みると、本分割の効力を生ずる日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 新会社の債務の履行の見込みに関する事項

本分割の効力発生後における新会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。

また、本分割の効力を生ずる日以後において新会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上の点、並びに、新会社の承継する事業の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みると、本分割の効力を生ずる日以後における新会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

新 設 分 割 計 画

2023年11月9日

株式会社システムインテグレータ

新設分割計画

株式会社システムインテグレーター（以下「分割会社」という。）は、分割会社のE-Commerce 事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社DG コマース（以下「新設会社」という。）に承継させるために新設分割（以下「本新設分割」という。）を行うこととし、下記のとおり新設分割計画（以下「本分割計画」という。）を定める。

記

第1条（新設会社の定款で定める事項）

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第2条（新設会社の設立時取締役等の氏名）

1. 新設会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

清水 和徳

篠 寛

引屋敷 智

2. 新設会社の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

川崎 勝之

第3条（承継する権利義務等）

新設会社が本新設分割により分割会社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙2のとおりとする。なお、債務及び義務の承継は免責的債務引受の方法による。

第4条（本新設分割に際して交付する新設会社の株式の数）

新設会社は、本新設分割に際し、普通株式 10,000 株を発行し、その全部を前条に定める本権利義務の対価として分割会社に割り当て交付する。

第5条（新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新設会社の設立の日（以下「成立日」という。）における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| (1) 資本金の額 | 金 10,000,000 円 |
| (2) 資本準備金の額 | 金 10,000,000 円 |
| (3) その他資本剰余金の額 | 会社計算規則第 49 条第 1 項に定める株主資本等変 |

	動額から(1) 及び(2) の合計額を控除した額
(4) 利益準備金の額	0 円

第6条（新設会社の成立日）

新設会社の設立の登記は、2023年12月28日に行う。但し、分割会社は、必要に応じて、これを変更することができる。

第7条（競業禁止義務）

分割会社は、新設会社が承継する対象事業について、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わない。

第8条（本新設分割の条件の変更及び中止）

本計画作成後成立日までに、天変地変その他の事由により、分割会社の資産状態もしくは経営状態に重要な変更が生じたとき又は本新設分割の実行に重大な支障が生じたときは、分割会社は、本新設分割の条件その他計画の内容を変更し、又は本新設分割を中止することができる。

第9条（分割承認決議）

分割会社は、会社法第805条に基づき、同法第804条第1項の株主総会の承認を得ないで本新設分割を行う。

第10条（本計画書に定めのない事項）

本計画に定める事項のほか、本新設分割に関し必要な事項は、本新設分割の趣旨に従い、分割会社がこれを決定する。

2023年11月9日

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
株式会社システムインテグレータ
代表取締役社長 引屋敷 智

別紙1（新設会社の定款）

第1章 総 則

（商 号）

第1条 当社は、株式会社 DG コマースと称し、英文では DG Commerce, Inc.と表示する。

（目 的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピュータソフトウェアの企画、設計、開発、製造、販売、使用許諾、賃貸、リースおよび保守
- (2) コンピュータおよびその周辺機器ならびにソフトウェアの販売および保守
- (3) 事務合理化およびコンピュータ利用に関するコンサルティング
- (4) 各種マーケティング業務のコンサルティング
- (5) 前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、30,000株とする。

（株券の不発行）

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(相続人等に対する売渡請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(自己の株式の取得)

第10条 当会社が株主総会の決議によって特定の株主からその有する株式の全部または一部を取得する場合、当該特定の株主以外の株主は、自己を売主に追加することを請求することができない。

(株主に株式の割当てを受ける権利等を与える場合の募集事項等の決定)

第11条 当会社は、当会社の発行する株式（自己株式を含む。）または新株予約権を引き受ける者を募集し、株主に株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合は、取締役会の決議により、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその申込みの期日を決定する。

(株主名簿記載事項の記載または記録の請求)

第12条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、もしくは記録された者またはその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名または記名押印し、共同して請求しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求することができる。

(質権の登録および信託財産の表示)

第13条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印して提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第14条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主等の届出)

第 15 条 株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、氏名、住所および印鑑を届け出るものとし、これらの届出事項に変更を生じたときも同様とする。

2. 押印の習慣がない外国人は、印鑑の届出に代えて、当社が指定する方法で署名を届け出ることができる。

(株式取扱規程)

第 16 条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令および本定款のほか、取締役会の決議により定める「株式取扱規程」による。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第 17 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 カ月以内に開催し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時開催する。

(定時株主総会の基準日)

第 18 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集通知)

第 19 条 株主総会の招集通知は、会社法第 298 条第 1 項第 3 号または第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、議決権を行使することができる株主に対して、株主総会の日の 1 週間前までに発する。

2. 議決権を行使することのできる株主全員の同意があるときは、法令に別段の定めがある場合を除き、招集手続を経ることなく株主総会を開催することができる。

(招集権者および議長)

第 20 条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順番に従い、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会の決議等の省略)

第 21 条 取締役または株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2. 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(決議方法)

第 22 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 23 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とする。

2. 前項の場合には、株主または代理人は株主総会ごとに、代理権を証する書面を当会社提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 24 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項については、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 25 条 当社の取締役は、3 名とする。

(取締役の選任および解任)

第 26 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有す

- る株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。
 4. 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

- 第 27 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 28 条 取締役会は、その決議によって代表取締役 1 名を選定する。
2. 代表取締役は社長とする。
 3. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 29 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 30 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議要件)

- 第 31 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第 32 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 33 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席取締役および出席監査役が記名押印または署名もしくは電子署名する。

(取締役会規程)

第 34 条 取締役会に関する事項については、法令および本定款に定めるもののほか、取締役会で定める「取締役会規程」による。

(取締役の報酬等)

第 35 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によりこれを定める。

(取締役の責任限定契約)

第 36 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査役

(監査役の数)

第 37 条 当会社の監査役は、1 名とする。

(監査役の選任)

第 38 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 39 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(監査役の報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任限定契約)

第 41 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 43 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主に対して行う。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 44 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 45 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第 7 章 附 則

(最初の事業年度)

第 46 条 当社の最初の事業年度は、当社設立の日から 2025 年 3 月末日までとする。

以上

別紙2（承継権利義務明細表）

承継権利義務明細表

新設会社は、分割会社から、成立日の前日の終了時（以下「基準時」という。）において対象事業に属する以下の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。

なお、承継する権利義務のうち、資産および負債については、特段の記載のない限り、2023年8月末現在の分割会社の貸借対照表上の計算を基礎とし、これに基準時までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

(1) 流動資産

現金及び預金 1億2,000万円

分割会社が基準時において保有している流動資産のうち、分割会社の貸借対照表上以下の勘定項目に仕分けされている対象事業のみに係る流動資産

- ① 売掛金
- ② 前渡金
- ③ 前払費用
- ④ 完成工事未収入金
- ⑤ 仕掛品
- ⑥ その他流動資産

(2) 固定資産

分割会社が基準時において保有している固定資産のうち、分割会社の貸借対照表上以下の勘定項目に仕分けされている対象事業のみに係る固定資産

- ① ソフトウェア
- ② ソフトウェア仮勘定
- ③ 工具器具備品
- ④ その他固定資産

2. 負債及び債務

(1) 流動負債

分割会社が基準時において負担している負債のうち、分割会社の貸借対照表上以下の勘定項目に仕分けされている対象事業のみに係る流動負債

- ① 買掛金
- ② 前受金

- ③ 未払金
- ④ 未払費用
- ⑤ その他流動負債

(2) 潜在債務

分割会社が、基準時において対象事業に関する事実起因又は関連して、基準時において負担し又は基準時後に負担する、不法行為に基づく債務その他の偶発債務又は潜在債務

3. 契約上の地位

対象事業のみに関連して締結した契約及びこれに基づく個別契約並びにこれらに付随する権利義務（但し、基準時において存在する、分割会社の貸借対照表上に資産若しくは負債として計上された又はされることとなる金銭債権若しくは金銭債務は、上記1. 及び2. の記載に従い、上記1. 及び2. の範囲で承継される。）。但し、本新設分割による契約の承継について相手方の同意を要するものについては、かかる同意の取得を承継の条件とする。

4. 商標

以下に記載の商標

No.	登録商標	登録番号	登録国
1	SI Web Shopping	第 4380823 号	日本
2	ネットワーク玉匣	第 8709408 号	中国

5. 雇用契約

基準時において、分割会社の EC 事業部に従事するすべての従業員（但し、以下の従業員番号の従業員を除く。）との間で締結している雇用契約及びこれに関連して成立日までに発生した権利義務

No.	従業員番号
1	125
2	158
3	228
4	234
5	252
6	421
7	455

以上